

入札のご案内

令和7年度 立木 第1回 資格付一般競争入札

令和7年8月26日(火)施行
日光森林管理署 二階会議室

入札開始 10時30分

入札締切 10時40分

国民の森林 国有林

本物件は、持続可能な森林経営が営まれ、伐採に当たって森林に関する法令に照らし手続きが適正になされた森林の立木です。

〒321-1274

栃木県日光市土沢1473-1

日光森林管理署

TEL:0288-22-1069

FAX:0288-22-1072

公 売 公 告

令和 7 年 7 月 25 日

分任契約担当官

日光森林管理署長 中村 昌有吉

下記のとおり立木の一般競争入札を実施します。販売物件明細書及び国有林野事業林産物売買契約約款を参照し現物熟覧のうえ、国有林野の産物売払規程（昭和 25 年 5 月 17 日農林省告示第 132 号）及び関東森林管理局署等競争契約入札心得を厳守し入札して下さい。

記

1 入札及び開札の日時

令和 7 年 8 月 26 日（火）

入札開始 10 時 30 分

入札締切 10 時 40 分

なお、入札参加者は、入札開始前までに受付にて、5 の入札参加の資格と、代理人入札を行う者は、9（ア）委任状の提出し資格等の確認を受けること。

また、入札締切時刻前でも、入札参加者の入札完了時をもって入札締切とし即時開札を行う。

2 入札及び開札の場所

日光森林管理署 二階会議室

3 郵便入札

認めます。

（1）送付場所 〒321-1274

栃木県日光市土沢 1473-1

日光森林管理署 総務グループ

（2）到着期限 令和 7 年 8 月 25 日（月） 17 時必着

＊上記の期限以後、到着したものは、無効とします。

（3）その他留意事項

封筒を二重にして内封筒に入札日時、件名及び売払番号を記入し入札書を入れ、外封筒には「8 月 26 日入札 立木公売入札書在中」と朱書し、書留または配達証明でお送り下さい。

4 入札物件

（1）次の事項については、別添「立木公売物件一覧表」のとおりです。

ア 売払番号

イ 物件所在地

ウ 伐採種（皆伐・間伐）

エ 樹種（林齢）・数量（本数・材積）・収穫面積

物件毎の詳細については、別添「立木公売物件明細書」をご覧ください。

オ 搬出期間

カ その他（分収造林・分収育林・官行造林の区分 法令制限等）

（2）上記情報については日光森林管理署又は日光森林管理署ホームページ「林産物の売払情報」（<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/nikkou/koubai/kouoku.html>）にて閲覧できます。

ただし、現物閲覧については、現地案内日程表のとおり行うので注意願います。

5 入札参加者の資格

令和7年度から令和11年度の林産物の売払いに係る「一般競争参加資格確認通知書（林産物の売払）」の交付を各森林管理局長より受けている者に限ります。

但し、次の事項に該当する者は参加することが出来ません。

- (1) 予算決算及び会計令第70条に該当する者。
- (2) 予算決算及び会計令第71条に該当する者。
- (3) 開札の日に、関東森林管理局長から一般競争参加資格を停止されている者。

6 入札保証金

免除します。

但し、落札者が契約を結ばないときは、入札金額の100分の5に相当する違約金を徴収します。
なお、この場合は競争参加資格の取り消し又は、付与しないことがあります。

7 契約保証金

免除します。

8 入札金額及び消費税

- (1) 入札金額は消費税抜きの金額を記入して下さい。誤って消費税を加算した金額を記入した場合でも入札は有効とし、入札後には誤りの訂正及び取消は認めないので注意願います。
- (2) 入札書に記載された金額に消費税相当額10%を加算した金額（円未満の端数切捨て）をもって落札金額及び契約金額とします。

なお、契約締結以後、当該契約において特に契約書等で金額が明示されているものを除き、当該契約に係る違約金、延滞金、率で表わされるものについては、全て消費税額が加算された総契約額が対象となります。

9 入札における留意事項

(1) 代理人の入札への参加

ア 委任状の提出

競争参加有資格者本人が入札当日出席せず代理人が入札に参加する場合は、「委任状」（別紙1-1）の提出が必要となり、委任状の提出のない者は入札に参加することはできません。

なお、年間を通じて代理人に委任する場合は、当該年度を有効とする「委任状」（別紙1-2）を提出すれば、入札の都度委任状を提出する必要はありません。

イ 入札書

「入札書」（別紙2）のとおり、入札者の住所、商号又は名称、代表者氏名を記入するとともに、代理人氏名の記入が必要となります。

なお、この場合には入札者の代表者印は不要です。

(2) 無効の入札

次の各号の一に該当する入札は無効とします。

- ア 競争に参加する資格を有しない者のした入札（入札開始宣言前に確認を受けること）
- イ 委任状を持参しない代理人のした入札（入札開始宣言前に提出して確認を受けること）
- ウ 所定の入札保証金の納付又は入札保証金に代わる担保の提供をしない者のした入札
- エ 記名を欠く入札
- オ 金額を訂正した入札
- カ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- キ 明らかに談合によると認められる入札

- ク 同一事項の入札について同一人が2通以上なした入札又は入札者若しくはその代理人が他の入札者の代理をした入札
- ケ 入札締切宣言後に入札した入札
- コ 暴力団排除に関する誓約事項（別紙3）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札
- サ その他入札に関する条件に違反した入札

（3）落札者の決定

- ア 開札は、指定した場所及び日時に、入札者の面前で行い、予定価格以上で最高の価格を持って入札した者を落札者とします。ただし、落札となるべき入札をした者が2名以上のときは、直ちに「くじ」で落札者を決定します。
- イ 落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があっても、受理しません。また、どのような事由があっても落札を無効にすることはできません。

1 0 契約の成立及び締結期限

- （1）契約の締結は、契約書の作成を必要とし、双方記名押印した時に成立とします。
- （2）契約の締結期限は令和7年8月29日（金）までとします。

1 1 代金の納付期限

代金の納付期限は、契約締結日から起算して20日以内とします。

1 2 代金の延納

- （1）1件の売払契約代金が150万円以上の物件において、国の所有に属する物品の売払代金の納付に関する法律（昭和24年法律第176号）の定めるところにより認めます。（年利1.10%）
延納利息代金の計算方法は以下のとおりです。
$$\text{延納利息代金} = (\text{契約代金} \times \text{延納期間} \times \text{延納利率}) \div 365$$

ただし、分収林契約者の持分に係る代金については、延納は認めません。
- （2）延納担保の提供期限は契約締結日から起算して20日以内とします。
- （3）延納期限は、1,000㎡未満は6ヶ月以内、1,000㎡以上は10ヶ月以内とします。

1 3 物件の引渡

- （1）物件の引渡期限は、国有林野の産物売払規程第34条第1項及び国有林野事業林産物売買契約約款第7条第1項に基づき、代金の全部又は代金延納担保の提供があった日から15日以内とします。
- （2）物件の引渡は、買受人立会による引渡しをしないことについての買受人の同意を得られる場合には、国有林野の産物売払規程第34条第3項第2号及び国有林野事業林産物売買契約約款第7条3項に基づき、みなし引渡を特約することも可能です。この場合、代金の全部の納入のあったとき、または代金延納担保の提供があった時に引渡しがあったものとみなします。金融機関の発行する領収書等を日光森林管理署へ必ず提示してから搬出して下さい。
- （3）引渡を受けた時は、国有林野の産物売払規程第35条に基づき、引渡領収書を日光森林管理署長に提出して下さい。

1 4 各規程等の閲覧場所

- （1）販売物件明細書、契約書案

ア 販売物件明細書：日光森林管理署又は関東森林管理局のホームページ「林産物の売払情報」にて閲覧できます。

イ 契約書（案）：日光森林管理署で閲覧してください。

日光署ホーム>公売・入札情報>林産物の売払情報>林産物の購入に関する留意事項等

<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/nikkou/koubai/koukoku.html>

(2) 各規程等

ア 国有林野事業林産物売買契約約款

イ 国有林野の産物売払規程

ウ 関東森林管理局署等競争契約入札心得

エ 各種様式（別紙１：委任状、別紙２：入札書）

上記ア～エは関東森林管理局のホームページにて閲覧できます。

関東局ホーム>公売・入札情報>林産物の売払情報

<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/wood/index.html>

ホームページを閲覧できない方は、日光森林管理業務グループ（経営担当）へお問い合わせ下さい。

関東森林管理局のホームページアドレス

<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/welcome/index.html>

1 5 その他留意事項

(1) 入札参加者は、入札書の提出をもって「暴力団排除に関する誓約事項」（別紙３）に同意したものとします。

(2) 本物件は、売買契約書において「持続可能な森林経営が営まれ、伐採に当たって森林に関する法令に照らし手続きが適正になされた森林の立木である」ことを証明します。なお、この記載内容をもって木質バイオマス証明となります。

(3) 発電用バイオマス証明に関しては、買受人自らが本売買契約書の写しを添付し、任意様式により証明して下さい。

(4) 適格請求書（インボイス）の交付について

ア 国は適格請求書発行事業者です。

イ 民収分を含まない物件については、売買契約書に登録番号等の必要事項を記載しますので、納入告知書とあわせて適格請求書（インボイス）の交付とします。

ウ 民収分を含む物件（分収造林・分収育林・官行造林）については、適格請求書（インボイス）の交付は売買契約書に別紙４－１「売買代金明細書」を添付することとし、納入告知書とあわせて適格請求書（インボイス）の交付とします。なお、民収分も国が販売の実際の実施者であることから、「媒介者交付特例」を適用して国から交付します。

現時点（公告時点）における仕入税額控除の対象となる消費税額は、適格請求書発行事業者（課税事業者）の分のみとなり、物件の入札書に記載された金額に対する割合は、別紙４－２のとおりです。

入札に際し、注意願います。

詳細については下記ページをご覧ください。

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokuyuurinya_invoice.html

1 6 お問い合わせ

不明の点は、下記までお問い合わせ下さい。

〈問合せ先〉

日光森林管理署 業務グループ（経営担当）

電話番号 ０２８８－２２－１０６９

FAX番号 ０２８８－２２－１０７２

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当ホームページの「発注者綱紀保持対策に関する情報等」をご覧ください。

<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/koukihoji/index.html>

委 任 状(例)

代理人氏名 _____

上記の者を私の代理人と定め、下記権限を委任します。

記

1 入札年月日 _____ 年 月 日

2 件 名 _____

3 入札に関する一切の件

_____ 年 月 日

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名 _____

責任者等連絡先 _____

分任契約担当官

日光森林管理署長 殿

注意 代理人が入札を行う場合は、必ず委任状を提出して下さい。

 なお、当該年度を有効とする年間委任状(別紙1-2)を提出し、その代理人に入札させる場合は、本委任状を提出する必要はありません。

 ただし、その場合、各署等ごとに委任状の提出が必要となります。

委 任 状(例)

私は、都合により〇〇 〇〇を代理人と定め、下記の権限を委任します。

委 任 事 項

1 入札に関する一切の件

2 見積もりに関する事項

3 委任期間

年 月 日から 年 月 日

年 月 日

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名 _____

分任契約担当官

日光森林管理署長

殿

入 札 書

売払番号 第 号

億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

ただし、上記金額は消費税相当額を除いた金額であるので、契約額は上記金額に消費税相当額を加算した金額となること及び関東森林管理局署等競争契約入札心得を承知のうえ、入札します。

年 月 日

分任契約担当官

日光森林管理署長 殿

(入札者)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

(代理人)

氏 名

(注意事項)

- 1 金額は、円単位とし、アラビア数字を持って明記すること。
- 2 代理人による入札の場合は、「住所」、「商号又は名称」及び代理人の「記名押印」を行うこと。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴署の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- （1）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- （2）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- （3）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- （4）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- （5）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- （1）暴力的な要求行為を行う者
- （2）法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- （3）取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- （4）偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- （5）その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

売買代金明細書

買受者 ○○ ○○ あて

T8000012050001

日光森林管理署

売買契約年月日 年 月 日

売買契約番号

売買物件の所在場所 ○○県○○市 ○○国有林○○林小班
(官行造林の場合は市町村名 字名 地番等)

売買代金 合計額	税込金額	うち消費税額 (10%)

うち適格請求書 (インボイス)	税込金額	うち消費税額 (10%)
対象金額		

<内訳>

インボイス対象	税込金額	うち消費税額 (10%)
①官収分		-
②民収分 (適格請求書発行事業者分)		-
小計		

インボイス対象外	税込金額	うち消費税額 (10%)
③民収分		-
小計		

○適格請求書（インボイス）の交付について

インボイスについては、全省庁統一の登録番号等を記載した契約書等によることとし、契約締結後に交付することとします。

なお、仕入税額控除の対象となる消費税額は、適格請求書発行事業者（課税事業者）の分のみとなり、下記の物件の入札書に記載された金額に対する割合は次のとおりとなります。

入札に際し、注意願います。

※1 分収者には、免税事業者が含まれる場合があるため、インボイスに記載する仕入税額控除の対象となる消費税額、契約金額に含まれる消費税相当額（税率10%で計算した額）とは一致しない場合があります。

※2 当該割合は、現時点（公告時点）で把握している数値であり、変動する場合があります。

1号物件（分収造林） 3.00%

2号物件（分収造林） 3.00%

3号物件（分収造林） 3.00%

※3 上記2の数値には、免税事業者等からの仕入れに係る経過措置の控除率は計算されていません。

特 約 事 項

- 1 買受人は、森林法の外、「国有林野の産物売払規程」、「森林作業道作設指針」及び、立木公売物件明細書特記事項を遵守しなければならない。

また、本事項より立木公売物件明細書特記事項を優先とする。

- 2 保安林及び自然公園等法令制限のかかる区域における法令手続きは、日光森林管理署で行うこととするが、申請書類については買受人が作成するものとし日光森林管理署及び申請相手の指示従い作成すること。また、手続きの内容に応じて1ヶ月以上時間を要する場合もあることに留意すること。

なお、買受人で手続きをすることもできるが、その場合は、許可証等の写し（許可証が発行されないもの、又は、許可証だけでは申請内容を確認できない物については申請した書類の写し）を日光森林管理署に提出すること。

- 3 販売区域について

【皆伐について】

- (1) 販売区域は赤ペンキで表示した区域であるが、小班界については区域外立木に販売区域から見て内側に向けて表示し表示木は販売木ではなく、民有地界については区域内立木に外側に向けて表示し表示木は販売木であることを留意すること。
- (2) 極印を販売区域内縁木の根際に打刻してあるため、区域表示と同様に確認し伐採すること。
- (3) 区域測量杭は、販売区域の面積を計測時に設置したものであるが、入り組みが激しいところや計測が困難な場合など販売区域と一致していない場合があり、また、人や動物等により紛失する恐れがあるため参考程度とすること。ただし、区域の復元時に使用するため、可能な限り保全に務めること。

【間伐について】

- (4) 販売立木についてはテープを巻いて表示するものとする。なお、販売区域については、赤ペンキで表示した区域であり、小班界について区域外立木に販売区域に向けて表示し、民有地界については区域内立木に外側に向けて表示したものであるが、塗布木が販売木ではないことを留意すること。
- (5) 極印を売払木の根際に打刻してあるため、テープ表示と同様に確認し伐採すること。

【共通の注意点】

- (6) 極印を打刻した伐根は保全するものとするが、作業道の作設等でやむを得ず除去する場合は、森林官に報告し了解を得てから除去すること。
- (7) 区域・テープ表示及び、極印が不明瞭な場合は森林官に報告し指示を受けること。
- (8) 現地の表示方法について、本事項と違う表示方法や極印の取り扱いがあった場合は、立木公売物件明細書特記事項に記載するのでそれに従うこと。

- 4 林地保全及び周辺地域の保全について

- (1) 買受人は買受箇所の区域や表示方法等を理解し作業員に伝達し、周囲の立木や、皆伐・択伐・間伐時の保存木、その他森林の保護に努め損傷しないよう対策を施さなければならない。
- (2) 末木枝条、残材等を沢や土場等に放置することなく、流出や林地崩壊の原因にならないよう適切に処理すること。

また、伐採区域界沿い及び歩道（作業道周辺含む）等についても、伐採完了後に歩行の支障とならないように適切に処置すること。特に、民有地含む区域外や境界沿いに放置することがないよう処理すること。

- (3) 「官民境界標識」の毀損、亡失等のないように作業をすること。万一、毀損等があった場合は、買受人の負担で復元すること。

また、販売区域内及び周辺に貸付地等がある場合には、施設および貸付杭の保全に留意すること。毀損等があれば、買受人負担で補償すること。

- (4) 事業完了する場合は、終了前の10日前には管轄する森林官に報告し現場立会いを求め、林地保全上の措置等について協議すること。
- (5) 日光森林管理署長は、1、3及び4の不遵守や、承認した事業計画と著しく異なる施工が行われたことにより、林地崩壊が発生し又は発生する恐れがあるなど、林地保全上特に問題があると認めた場合は、買受人に対し、買受人の負担において、植栽や盛土の転圧、排水溝の設置など必要な措置を命ずることができる。この場合において、買受人は日光森林管理署長の命に応じ、必要な措置を講じること。

5 国有林外の使用について

- (1) 林産物や林業機械の運搬については、運搬に使用する車両等が走行できるか現地確認の上、作業すること。また、搬出に使う公道・農道・林道・水路等は毀損のないように保護や表示を行うこと。
- (2) 民有地を搬出等に使用する場合、買受人において所有者と交渉や所定の手続きを行うこと。
- (3) 一般道上での作業や物の設置等を行う場合や、私道・林道等の通行等手続きが必要な場合は、買受人において所定の手続きを行うこと。
なお、道路使用許可等（道路管理者や管轄警察に申請を行うもの）については、国が買受人に変わって代理で申請することができるが、買受人が申請相手の指示に従い書類を作成し森林管理署に提出すること。また、その場合、手続きに時間を要することに留意すること。
- (4) 民有地、公道・私道その他の使用において紛争等が起きた場合は、その解決には買受人が責任を負うものとし、万が一、国に損害金が発生した場合は国は買受人に対して請求するものとする。
上記（3）の国による代理申請をしたものについても、同様に買受人が責任を負うこと。

6 安全について

- (1) 労働安全衛生法や山林火災防止等に十分留意し、緊急時の連絡体制作業を整備し作業員に周知徹底すること。万一、労働災害等が発生した場合は、速やかに該当森林官もしくは森林管理署へ連絡すること。
- (2) 林道通行者や歩道、作業地周辺を確認し、入山者が予想できる箇所については、伐倒・搬出作業中であり立入禁止であることを示す看板を設置すること。
- (3) 狩猟期間及び猟銃による有害鳥獣駆除の実施時には、「作業中につき発砲禁止」等と標示した看板等を作業地の入口等わかりやすい箇所に掲示すると共に、目立ちやすい服装をするなど十分対策を施すこと。

7 買い受け物件が分収林の場合の契約代金の納入について、国の持分については基本的には国の発行する納入告知書等により納入し、分収造林・分収育林契約者（以後「分収林契約者」）の持ち分については、分収林契約者が指定する支払い方法で買受人が直接支払うこととし、支払いに係る振込手数料等は買受人が負担すること。

なお、分収林契約者の都合で支払ができない場合は、速やかに署に報告し指示に従うこと。

8 物件の引渡について

- (1) みなし引渡については、買受人が販売箇所の区域、その他必要な事項について理解し承諾していることを条件に認める。なお、契約書に「売買物件の引渡方法」や「売買物件の引渡期間」について記載がない場合は代金納入日をもって、みなし引渡をしたものとする。
- (2) 引渡は代金納入の確認後となるが、確認には時間を要するため、早急に引渡を希望する場合は、振込した証明（納入通知書、銀行等が発行した振込依頼書、インターネットで振込した画面等）等の写しを署に提出時点をもって支払いを確認したこととする。ただし、分収育林、分収造林等契約林については、分収林契約者に支払いした証明を必ず提出すること。

なお、みなし引渡日は証明未提出等により確認が遅れたとしても、支払日とする。

9 買い受けた物件については基本的に全て伐倒及び搬出することとするが、やむを得ず作業が困難な場合は、森林官及び森林管理署と協議の上、作業方法を決定する。なお、間伐については、森林の保育的な意味合いでも実施しているため、基本的には森林官の指示に従い間伐を実施すること。

また、搬出未済の物件は国に帰属するものとし、売買代金の返納は行わない。

10 以上のほか、日光森林管理署職員が提示した事項についても必ず遵守すること。

特約事項（立木販売） （伐採・搬出、森林作業道等作設）

- 1 買受人は、「主伐時における伐採・搬出指針」を遵守しなければならない。
ただし、指針 3 の①及び⑤は適用しない。
- 2 事業計画書等の提出及び承認
 - （1）買受人は、現地を精査の上、「立木販売箇所の事業計画書」を作業に着手する 1 4 日前までに当該事業地を管轄する森林官等（以下「森林官」という）を経由の上、日光森林管理署長へ提出し、その承認を受けること。
 - （2）事業計画書には、森林作業道等の路網計画を明示した図面を添付すること。添付する図面は、別途作成する図面（保安林協議又は労働安全衛生規則等に基づき作成するものなど）を使用して差し支えない。ただし、等高線、予定線形、総延長、路網密度、幅員、土場の箇所等が記載されたものであること。また、「伐採及び搬出に係るチェックリスト」の内容を確認の上、添付すること。
 - （3）買受人は（1）で承認を受けた森林作業道等の路網計画に変更する必要があるときは、その変更について森林官を経由の上、日光森林管理署長に提出し、その承認を受けること。
 - （4）買受人は、（1）及び（3）に基づいて提出した事項について、日光森林管理署長の承認された後に着手すること。
- 3 買受人は、森林作業道等を作設する必要があるときは、以下の項目を遵守し施工すること。
 - （1）路網
 - ア 配置
 - （ア）路網は、フォワーダ等車輛系林業機械（以下、林業機械等という）が安全に走行でき、かつ作業システムの効率性が効果的に発揮されるよう次の点に留意し配置する。
 - ①地形・地質の安定している安全な個所を通過するよう配置する。
 - ②地形に沿った屈曲線形となるよう配置する。
 - ③排水を考慮した波形勾配となるよう配置する。
 - ④急勾配区間とカーブの組合せは極力避けるよう配置する。
 - ⑤S 字カーブは連続して設けないようにし、カーブ間に直線部を設けるよう配置する。
 - イ 幅員
幅員は、3 m 以下とする。ただし、林業機械等を用いた作業の安全性及び、作業性の確保に必要な区間に限って、0.5m 程度の余裕を付加することができる。
 - ウ 勾配・排水
縦断勾配は、土質や使用する機械の能力等を考慮し、集材又は苗木等の運搬作業

を行う林業機械等が、木材等を積載し安全に上り走行・下り走行ができる、勾配で計画する。

横断勾配は、原則として水平とするが、水平区間など危険のない場所で、横断勾配の谷側をわずかに低くする排水方法を採用する場合は、必要に応じて丸太等による路肩侵食保護工、盛土のり面の保護措置をとる。

特に、木材積載時の下り走行におけるブレーキの故障や、雨天や凍結時のスリップによる転落事故を防止するため、カーブの谷側を低くすることは避ける。

排水は、縦断勾配を緩やかな波状にすることにより、こまめな分散排水を行うこととし、排水先は安定した尾根部や常水のある沢にする等して、路面に集まる雨水を安全、適切に処理するとともに次の点に留意する。

①カーブ区間に係る排水は、カーブ上部の入り口付近で行う。

②地下水の湧出又は地形的な条件による地表水の局所的な流入又は滞水がある場合には、これらを側溝又は横断排水施設等により排水する。

(2) 施工

ア 切土

切土高は、ヘアピンカーブの入口など局所的にやむを得ない場合を除き、1.5m程度以内とする。

切土のり面勾配は、直切りを標準とする。ただし、切土高が高くなる場合、または、土質に応じて6分（岩石の場合は3分）とする。

イ 盛土

盛土については、地山を段切りして基盤をつくった上で、30cm程度の層ごとにバケット及び履帯を用いて十分に締め固める。

なお、緊密度の低い土砂の場合は、盛土・地山を区分せず、路体全体を30cm程度の層ごとに締め固め、路体全体として十分な強度をもたせる。

盛土のり面勾配は、概ね1割とする。盛土高が2mを超える場合は、1割2分程度とする。

ヘアピンカーブの盛土箇所では、締め固めを繰り返し行ったり、構造物を設けるなどして、路体に十分な強度をもたせる。

盛土の土量が過不足する場合は、山側から谷側への横方向での土量調整だけでなく、前後の路床高の調整など縦方向での土量調整も行う。

ウ 簡易構造物等

構造物は、安全確保の観点や地形・地質等の制約から、やむを得ない場合にのみ設置する。その場合、転石等現地発生資材の活用を図りつつ、利用の頻度やコスト等を考慮して適切なものを選定する。

エ 伐開

伐開は、作設箇所ごとにおける斜面の方向、風衝等を考慮し、必要最小限の幅とする。

(3) 周辺環境への配慮

森林作業道は、人家、道路、鉄道その他重要な保全対象（以下、人家等という）又は水道の取水口が存在する場合は、その直上では極力作設しない。

事業実行中は、人家等に対し、土砂の流出、土石の転落及び伐倒木等の落下を防止するために必要な措置を講じる。

また、希少な野生生物の生息・生育情報を知ったときは、監督職員に報告し、指示を受ける。

(4) その他

ア 表土、根株の扱い

根株やはぎ取り表土は、盛土のり面保護工として利用する。表土は心土と交互に概ね 30cm 毎の層毎にバケット等で十分締め固めて盛土法面に固定する。根株は、表土や心土等とともに十分締め固めるとともに作業に支障のないように固定する。

根株の上に根株を幾つも重ねて積み上げることや、根株を丸ごと路体内に完全に埋設することは、締め固めが難しくなるので避ける。また、土質、根株の大きさ、集材方法、山腹傾斜等から、盛土のり面保護工に向かない場合は、安定した状態にして自然還元利用等を図る。

イ 事業終了時において、洗掘を防ぐための水切りを登坂部分等に入れる。

ウ 本特約事項に指定していないものについては、森林作業道作設指針によることを基本とする。

- 4 日光森林管理署長は、1、3の不遵守や、2（1）及び（3）において承認した事項と異なる施工が行われたことにより、林地崩壊が発生し又は発生する恐れがあるなど、林地保全上特に問題があると認めた場合は、買受人に対し、買受人の負担において、植栽や盛土の転圧、排水溝の設置など必要な措置を命ずることができる。この場合において、買受人は日光森林管理署長の命に応じ、必要な措置を講じること。

主伐時における伐採・搬出指針

1 目的

森林資源が本格的な利用期を迎える中、森林の有する多面的機能を確保しつつ、森林資源を循環利用し、適切な森林整備を推進することが求められている。

一方、前線や台風等に伴う豪雨が頻発し、山地災害の激甚化及び多様化により、山地の崩壊等の発生に対する住民の関心が高まっている。

このため、立木の伐採・搬出に当たっては、それに伴う土砂の流出等を未然に防止し、林地保全を図るとともに、生物多様性の保全にも配慮しつつ、立木の伐採・搬出後の林地の更新を妨げないように配慮すべきである。

これらを踏まえ、本指針は、林業経営体等が主伐時における立木の伐採・搬出に当たって考慮すべき最低限の事項を目安として示すものである。

本指針の内容については、市町村森林整備計画における計画事項を踏まえ、現場で作業を行う林業経営体等、森林所有者、施業の発注者、森林施業プランナーその他の立木の伐採・搬出に関わる関係者が熟知すべきものである。

なお、主伐後の再造林等に継続的に用いられる道については、集材路ではなく、「森林作業道作設指針」（平成 22 年 11 月 17 日付け 22 林整整第 656 号林野庁長官通知）に基づく森林作業道として作設するものとする。

2 定義

- (1) 集材路とは、立木の伐採、搬出等のために林業機械等が一時的に走行することを目的として作設される仮施設をいう。なお、「森林作業道作設指針」に基づく間伐等による木材の集材及び搬出並びに主伐後の再造林等の森林整備に継続的に用いられる森林作業道とは区別する。
- (2) 土場とは、集材路を使用して木材等を搬出するため、木材等を一時的に集積し、積込みの作業等を行う場所をいう。

3 伐採の方法及び区域の設定

- (1) 立木の買付け又は伐採の作業受託を行う際には、持続的な林業の確立に向け、森林所有者等に対して再造林の必要性等を説明し、その実施に向けた意識の向上を図るとともに、伐採と造林の一貫作業の導入等による作業効率の向上に努めるものとする。
- (2) 立木の伐採を行う際には、対象となる立木の生育する土地の境界を超えて伐採する誤伐を行わないように、あらかじめ伐採する区域の明確化を行うものとする。
- (3) 土砂の流出又は林地の崩壊の危険のある箇所、溪流沿い、尾根筋等において伐採を行う際には、森林所有者等と話し合い、林地の保全及び生物多様性の保全に支障を来さないよう、伐採の適否及び択伐、分散伐採その他の伐採の方法並びに更新の方法を決定するものとする。
- (4) 林地の保全及び生物多様性の保全のため、保残する箇所及び樹木について森林所有者等と話し合い、必要に応じて溪流沿い、尾根筋での保護樹帯の設定、野生生物の営巣に

重要な空洞木の保残等を行うものとする。なお、やむを得ずこれらの箇所には架線や集材路を通過する場合には、その影響範囲が最小限となるよう努めるものとする。

- (5) 地形、地質、土質、気象条件等を踏まえ、森林の有する公益的機能の発揮を確保するため、伐採の規模、周辺の伐採地との連担等を十分に考慮し、伐採する区域を複数に分割して一つの区域で植栽を実施した後に別の区域で伐採すること、帯状又は群状に伐採すること等により複層林を造成するなど伐採を空間的及び時間的に分散させるものとする。

4 集材路及び土場の計画及び施工

集材路及び土場については、主伐時における伐採・搬出に当たっての一時的な利用を前提としているため、原則として丸太組工、暗きょ等の構造物を必要としない配置とし、以下に留意するものとする。

(1) 林地保全に配慮した集材路及び土場の配置及び作設

- ① 資料及び現地踏査により、伐採する区域の地形、地質、土質、気象条件、湧水、地表水の局所的な流入などの水系、土砂の流出又は地割れの有無等を十分に確認するものとする。その上で、集材路又は土場の作設によって土砂の流出又は林地の崩壊が発生しないよう、地形に合わせた作業システム（集材方法及び使用機械）を選定し、地形及び地質の安定している箇所を通過する必要最小限の集材路又は土場の配置を計画するものとする。
- ② 立木の伐採・搬出に当たっては、地形、地質、土質、気象条件等に応じて路網と架線を適切に組み合わせるものとする。特に、急傾斜地など現地条件が悪く土砂の流出又は林地の崩壊を引き起こすおそれがあり、林地の更新又は土地の保全に支障を来す場所（※）において立木の伐採・搬出する場合には、地表を損傷しないよう、集材路の作設を避け、架線集材により行うものとする。また、やむを得ず集材路又は架線集材のための土場の作設が必要な場合には、法面を丸太組みで支えるなどの十分な対策を講じるものとする。

※林地の更新又は土地の保全に支障を来す場所の例

- ・ 地山傾斜 35° 以上の箇所
 - ・ 火山灰、軽石、スコリア、マサ土、粘性土の箇所
- ③ 集材路又は土場の作設開始後も土質、水系その他の伐採現場の状態に注意を払い、集材路及び土場の配置がより林地の保全に配慮したものとなるようにする。
 - ④ 集材路の線形については、ヘアピンカーブ等の曲線部を除き、極力等高線に合わせるものとする。
 - ⑤ ヘアピンカーブを設置する必要がある場合においては、尾根部その他の地盤の安定した箇所に設置するものとする。
 - ⑥ 集材路又は土場の作設により露出した土壌から土砂が流出し、濁水や土砂が溪流へ直接流入することを防ぐため、一定幅の林地がろ過帯の役割を果たすよう、集材路及び土場は溪流から距離をおいて配置する。また、土質が溪流の長期の濁りを引き起こす粘性土である場合は、集材路又は土場の作設を可能な限り避けるものとする。やむを得ず

作設を行う必要があるときは、土砂が溪流に流出しないよう必要に応じて編柵工等を設置するものとする。

- ⑦ 集材路については、沢を横断する箇所が少なくなるように配置するものとする。急傾斜地の0次谷を含む谷地形や破碎帯など一般的に崩壊しやすい箇所をやむを得ず通過する必要がある場合は、通過する区間を極力短くするとともに、幅員、排水処理、切土等を適切に実施するものとする。
- ⑧ 伐採する区域内のみで集材路の適切な線形、配置、縦断勾配等を確保することが困難な場合には、当該区域の隣接地を経由するよう努めるものとする。このとき、集材路の作設に当たっては、当該隣接地の森林所有者等と調整等を行うものとする。

(2) 周辺環境への配慮

- ① 集材路及び土場については、人家、道路、鉄道その他の重要な保全対象又は水道の取水口が周囲にない箇所を基本とし、特に保全対象に直接被害を与える箇所は避けるものとする。ただし、やむを得ず作設する場合は、人家、道路、鉄道その他の重要な保全対象に対し土砂、転石、伐倒木等が流出又は落下しないよう、必要に応じて保全対象の上方に丸太柵工等を設置する等の対策を講じるものとする。
- ② 生物多様性の保全のため、希少な野生生物の生育又は生息情報を知ったときは、線形及び作業の時期の変更等の必要な対策を検討し実施するものとする。
- ③ 集落、道路等からの景観に配慮し、必要最小限の集材路及び土場の配置及び作設方法となるよう調整するものとする。

(3) 路面の保護と排水の処理

集材路及び土場を安定した状態で維持するためには、適切な排水処理を行うことが重要である。

このため、原則として路面の横断勾配を水平にした上で、縦断勾配を可能な限り緩やかにし、かつ、波形勾配を利用することにより、こまめな分散排水を行うものとする。これによることが困難な場合又は地下水の湧出、地形的な条件による地表水の局所的な流入若しくは滞水がある場合は、状況に適した横断溝等を設置するものとする。

このほか、以下の点に留意するものとする。

- ① 横断溝等については、路面の縦断勾配、当該区間の延長及び区間に係る集水区域の広がり、溪流横断の有無等を考慮して、路面水がまとまった流量とならない間隔で設置するものとする。
- ② 横断溝等やカーブを利用して分散排水するものとする。
排水が集中する場合は、安全に排水できる箇所（安定した尾根部や常水のある沢等）をあらかじめ決めておくものとし、排水先に適した箇所がない場所では、素掘り側溝等により導水するものとする。
- ③ 溪流横断箇所においては、流水が道路等に溢れ出ないように施工し、作業期間中はその維持管理を十分に行うとともに、作業終了時には可能な限り原状に復旧するものとする。

- ④ 洗い越し施工を行う場合においては、横断箇所では集材路の路面に比べ低い通水面を設けることで、流水の路面への流出を避けるようにする。通水面については、一箇所に流水が集中して流速が高まることのないよう、水が薄く流れるように設計し、洗い越しの侵食を防止するものとする。越流水が生じても水の濁りが発生しにくくなるよう大きめの石材を路面に設置するなどにより安定させ、土砂の流出のおそれがある場合は、撤去するものとする。
- ⑤ 曲線部に雨水が流入しないよう、曲線部上部入口手前で排水するものとする。
- ⑥ 地下水の湧出又は地形的な条件による地表水の局所的な流入又は滞水がある場合は、大雨時の状況も想定した上で、適切な形状及び間隔で側溝や横断排水施設を設置し排水するものとする。
- ⑦ 丸太を利用した開きよ等を設置する場合は、走行する林業機械等の重量や足回りを考慮するものとする。また、横断溝等の排水先には、路体の決壊を防止するため、岩や石で水たたきを設置する、植生マットで覆う等の処理を行うものとする。
- ⑧ 水平区間など危険のない場所で、横断勾配の谷側をわずかに低くする排水方法を採用する場合は、必要に応じて盛土のり面の保護措置をとるものとする。なお、木材等の積載時の下り走行におけるブレーキの故障及び雨天又は凍結時のスリップによる転落事故を防止するため、カーブの谷側を低くすることは避けるものとする。

(4) 切土・盛土

集材路及び土場については、締固めを十分に行った堅固な土構造による路体とすることを基本とする。

締固めの効果は、

- ・ 荷重が載ったときの沈下を少なくすること
- ・ 雨水の浸透を防ぎ土地の軟化や膨張を防ぐこと
- ・ 土粒子のかみ合わせを高め、土構造物に強さを与えること

などにあることを十分理解し、林業機械等が安全に通行できる路体支持力が得られるよう施工するものとする。

また、切土又は盛土の量を抑えるために、幅員や土場等の広さは作業の安全を確保できる必要最小限のものとし、切土又は盛土の量を調整するなど原則として残土処理が発生しないようにするものとする。やむを得ず残土が発生しそれを処理する場合には、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）をはじめとする各種法令に則して適切に処分する。

① 切土

切土については、事業現場の地山の地形、地質、土質、気象条件、林業機械等の作業に必要となる空間などを考慮しつつ、発生土量の抑制と切土のり面の安定が図られるよう適切に行う。

切土高は傾斜が急になるほど高くなるが、ヘアピンカーブの入口など局所的に 1.5m を超えざるを得ない場合を除き、切土のり面の安定や機械の旋回を考慮し 1.5m 程度以内とすることとし、高い切土が連続しないようにすることが望ましい。

切土のり面勾配については、よく締まった崩れにくい土砂の場合は6分、風化の進度又は節理の発達の違い岩石の場合は3分を標準とし、地形、地質、土質、気象条件等の条件に応じて切土のり面勾配を調整するものとする。

なお、土質が、岩石であるときや土砂であっても切土高が1.2m程度以内であるときは、直切が可能な場合があり、土質を踏まえ検討するものとする。

崖すいでは切土高が1mでも崩れる一方、シラスでは直切が安定するなどの例もあり、直切の可否は土質、近傍の現場の状況等を基に判断する。

② 盛土

ア 盛土については、事業現場の地山の地形、地質、土質、気象条件、集材路の幅員、林業機械等の重量等を考慮し、路体が支持力を有し安定するよう適切に行うものとする。

堅固な路体を作るため、盛土は複数層に区分し、各層ごとに30cm程度の厚さとなるよう十分に締め固めて施工するものとする。

イ 盛土のり面勾配については、盛土高や土質等にもよるが、概ね1割より緩い勾配とする。やむを得ず盛土高が2mを超える場合は、1割2分より緩い勾配とする。

ウ ヘアピンカーブにおいては、路面高と路線配置を精査し、盛土箇所を谷側に張り出す場合には、締固めを繰り返すなどして、路体に十分な強度をもたせるようにする。

エ 小渓流や沢、湧水が見られる箇所、地形的な条件による地表水の局所的な流入がある箇所では、盛土を避け、土場は設置しない。やむを得ずそのような場所に盛土する場合には、4(3)に留意して横断溝等を設置するものとする。

オ 盛土の土量が不足する場合は、安易に切土を高くして山側から谷側への横方向での土量調整を行って補うのではなく、当該盛土の前後の路床高の調整など縦方向での土量調整を行うものとする。

5 伐採・造材・集運材における作業実行上の配慮

- (1) 集材路及び土場については、作業が終了して次の作業まで一定期間使用しない場合には、流路化による土砂の流出防止や、植生回復に配慮し、路面に枝条を敷設するなどの措置を講じるものとする。
- (2) 集材路又は土場の路面のわだち掘れ、泥濘化及び流路化を避けるため、降雨等により路盤が多量の水分を帯びている状態では通行しない。やむを得ず通行する場合には、丸太の敷設等により、路面のわだち掘れ等を防止するものとする。
- (3) やむを得ず伐採現場が人家、道路、鉄道その他の重要な保全対象の周囲に位置する場合には、伐倒木、丸太、枝条及び残材、転石等の落下防止に最大限の注意を払い、必要な対策を実施するものとする。

6 事業実施後の整理

- (1) 枝条及び残材の整理

- ① 枝条及び残材については、木質バイオマス資材等への有効利用に努めるものとする。
- ② 枝条又は残材を伐採現場に残す場合には、以下の点に留意するものとする。
 - ア 伐採後の植栽作業を想定して、伐採作業時から伐採後の地拵え等の作業が効率的に行えるよう枝条等を整理するとともに、造林事業者が決まっている場合は、造林事業者と現場の後処理等の調整を図るものとする。
 - イ 林地の表土保護を目的とした枝条の敷設による整理を行うなど、枝条又は残材を置く場所を分散させ、杭を打つなどの対策を講じるものとする。
 - ウ 天然更新を予定している区域では、枝条等が萌芽更新、下種更新等の妨げとならないように留意し、枝条等を山積みをするのを避けるものとする。
 - エ 枝条等が出水時に溪流に流れ出ること、雨水を滞水させること等により林地崩壊を誘発することがないように、沢に近い場所、溪流沿い、集材路、土場、林道等の道路脇に積み上げないものとする。

(2) 集材路及び土場の整理

- ① 集材路及び土場については、原則として植栽等により植生の回復を促すものとする。
また、路面水の流下状況等を踏まえ、植生が回復するまでの間、土砂の流出等が抑えられるよう、十分な深さの横断溝等、植生回復まで耐えうる排水処置を行うものとする。
なお、植生回復のため作設時に剥ぎ取った表土の埋め戻しを行う場合は、これらの表土が流出しないようしっかりと締め固めるものとする。
- ② 立木の伐採・搬出に使用した資材、燃料等の確実な整理及び撤去を行うものとする。

(3) 森林所有者等の現地確認

全ての作業が終了し、伐採現場を引き上げる前に、伐採現場における枝条及び残材の整理の状況、集材路及び土場の整理の状況等を造林の権原を有する森林所有者等と現地で確認し、必要な措置を行うものとする。

7 その他

- (1) 集材路及び土場の作設に当たって、傾斜 35° 以上の箇所、保全対象が周囲に存在する箇所、一般的に崩壊しやすい箇所又は溪流沿いの箇所を通過する場合は、丸太組工等の構造物を設置する森林作業道として作設するものとし、当該構造物の設置により経済性を失う場合、環境面及び安全面での対応が困難な場合は、林道とタワーヤード等の組合せによる架線集材を行うものとする。
- (2) 集材路又は土場の作設を含む立木の伐採・搬出に当たっては、森林法（昭和 26 年法律第 249 号。以下「法」という。）その他の関係法令に基づく各種手続（許可、届出等※）を確実にを行うものとする。

※許可や届出の例

- ・ 林地開発許可（法第 10 条の 2）
- ・ 伐採及び伐採後の造林の届出（法第 10 条の 8）
- ・ 保安林における立木の伐採の許可（法第 34 条第 1 項）

- ・ 保安林における作業許可（法第 34 条第 2 項）

- （3）林業経営体等は、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）その他の労働関係法令を遵守し、労働災害の防止、労働環境の改善に取り組むものとする。
- （4）本指針については、全国の事例を基に適宜見直しを行っていくものとする。
- （5）地質の特性や排水施設的具体例等を整理した「森林作業道作設指針の解説」も参考にされたい。

様式1

立木販売箇所の事業計画書

日光森林管理署長

年 月 日

森林官() 殿

買受者の所在地:

名称:

代表者名:

電話:

区 分		内 容	
場所及び 数量等	契 約 方 法 等	・ 公売・随契 契約年月日 年 月 日	
	契 約 場 所	国有林 林班 小班外 (全・内)	
	契 約 数 量	・面積 ha ・樹種 ・材積 m ³	
	伐 採 方 法	・皆伐 ・間伐 ・その他()	
伐採搬出計画	作 業 の 形 態	・ 自社 ・ 下請 ・ その他()	
	作 業 期 間	(自) 年 月 日 ～(至) 年 月 日	
	搬 出 方 法	・ 架線集材 ・トラクター集材 ・その他()	
	従事作業員の内訳	・ 従業員数 名 (常雇 名 臨時 名)	
	下請等の場合の 相手方の住所 ・氏名・電話番号	・ 住 所 :	
		・ 名 称 :	
		・ 代 表 者 :	
・ 電 話 :			
現場責任者 等の氏名	現場責任者の氏名等	・ 氏 名 : ・電話:	
	林業架線作業主任者	・ 氏 名 :	
	地山掘削作業主任者	・ 氏 名 :	
	車両系建設機械運転	・ 氏 名 :	
	かかり木の処理業務	・ 氏 名 :	

安全指導等の記録

NO.1

[illegible]

様式 2

伐採及び搬出に係るチェックリスト

年 月 日

立木販売買受者：_____

売買物件の所在地：_____

チェック項目	確認
（１）伐採区域の確認 ① 林地や生物多様性の保全に配慮した伐採を行う。 ② 着手前に必ず伐採区域の事前確認を行う。 ③ 区域表示の方法（標示の明瞭度、間隔等）を確認、また現場末端まで周知を行う。 ④ 林地や生物多様性の保全に配慮し、森林管理署等が示す保護樹帯や保残木を保全する。	
（２）林地保全に配慮した集材施設の設計 ① 地形等の条件に応じて、路網と架線を適切に選定する。 ② 森林作業道等・土場の作設は必要最小限にする。 ③ 森林作業道等の線形は、極力等高線に合わせ、森林作業道等・土場は溪流等から距離をおいて配置する。 ④ 森林作業道等は、溪流等を横断する箇所が少なくなるよう配置する。 ⑤ 伐採区域のみで森林作業道等の適切な配置が困難な場合には、隣接地を経由することも検討し、森林官等と協議を行う。 ⑥ 水道の取水口の周辺、人家等特に重要な保全対象が下方にある場合は、森林作業道等・土場を配置しない。また、必要により丸太柵工等の対策を講じる。なお、集落、道路等からの景観に配慮した森林作業道等・土場の配置とする。 ⑦ 森林作業道等のヘアピンカーブは地盤の安定した箇所に設置する。 ⑧ 伐採現場の土質が粘性土の場合は、森林作業道等・土場の作設を避ける。やむを得ず作設する場合は、土砂が溪流等に流出しない工夫をする。 ⑨ 現場の状況に応じて、森林作業道等・土場の配置に係る計画の変更を行う。	
（３）林地保全に配慮した集材施設の施工 ① 森林作業道等の幅及び土場の広さは必要最小限にする。 ② 切土高を可能な限り低く抑え、盛土はしっかり絞め固め、必要な場合には、丸太組み工等を活用する。 ③ 余剰な残土・根株については、溪流等の付近は避け、地盤が安定した箇所に、安定した状態で置く。 ④ 雨水による路面の洗堀・路肩の崩壊等を避けるため、路面の排水は、浸食されにくい箇所でこまめに行う。 ⑤ 崩れやすい盛土部分の崩壊等を避けるため、必要により丸太組工等の対策を講じる。 ⑥ 溪流等横断箇所においては、洗い越しでは大きめの石等を使用し、路面を一段下げる、暗渠の場合は詰まらないように杭を立てるなどの対策を講じる。	
（４）作業実行上の配慮 ① 森林作業道等・土場は、土砂の流出を防止するため、必要に応じ路面に枝条を敷設する等の措置を講じる。 ② 降雨等により路盤が多量の水分を帯びている状態では通行しない。通行する場合には、丸太等の敷設などにより、路面のわだち掘れ等を防止する対策を講じる。 ③ 伐採現場が人家、道路等の上方に位置する場合には、伐倒木、丸太等の落下防止に必要な対策を講じる。 ④ 枝条等は溪流等の付近には放置しない。安定した場所に集積しておく。 ⑤ 主伐の場合、伐採後の植栽作業を想定して枝条等を整理する。	
（５）事業中・実施後の整理 ① 事業中は必要により、事業完了間近の時点で森林官等に現場立会いを求め、林地保全上の措置等について協議する。 ② 跡地検査時点では上記の措置も含め検査を受け、必要な措置があれば実施する。	
（６）生物多様性への配慮 ① 希少な野生生物の生息・生育を知った場合には、森林管理署長等と協議のうえ、線形及び作業の時期の変更等の対策を講じる。 ② 集落、道路等からの景観に配慮した森林作業道等・土場の配置とする。	

令和7年度 第1回 立木公売物件一覧表

日光森林管理署

売 払 番 号	担 当 区	物件所在地	伐採種	主要樹種 (林齢)	数量		収 穫 面 積 単位:ha	搬 出 期 間	備 考
					本数 単位:本	材積 単位:m³			
1	益子	芳賀郡益子町大字大郷 戸字大郷戸国有林 294㍿1,ほ,へ林小班	皆伐	コナラ スギ外 (57,58,90)	714	470.74	1.76	～R7.11.28	水源涵養保安林 ナラ枯れ被害木
計					714	470.74	1.76		

現 地 案 内 日 程 表

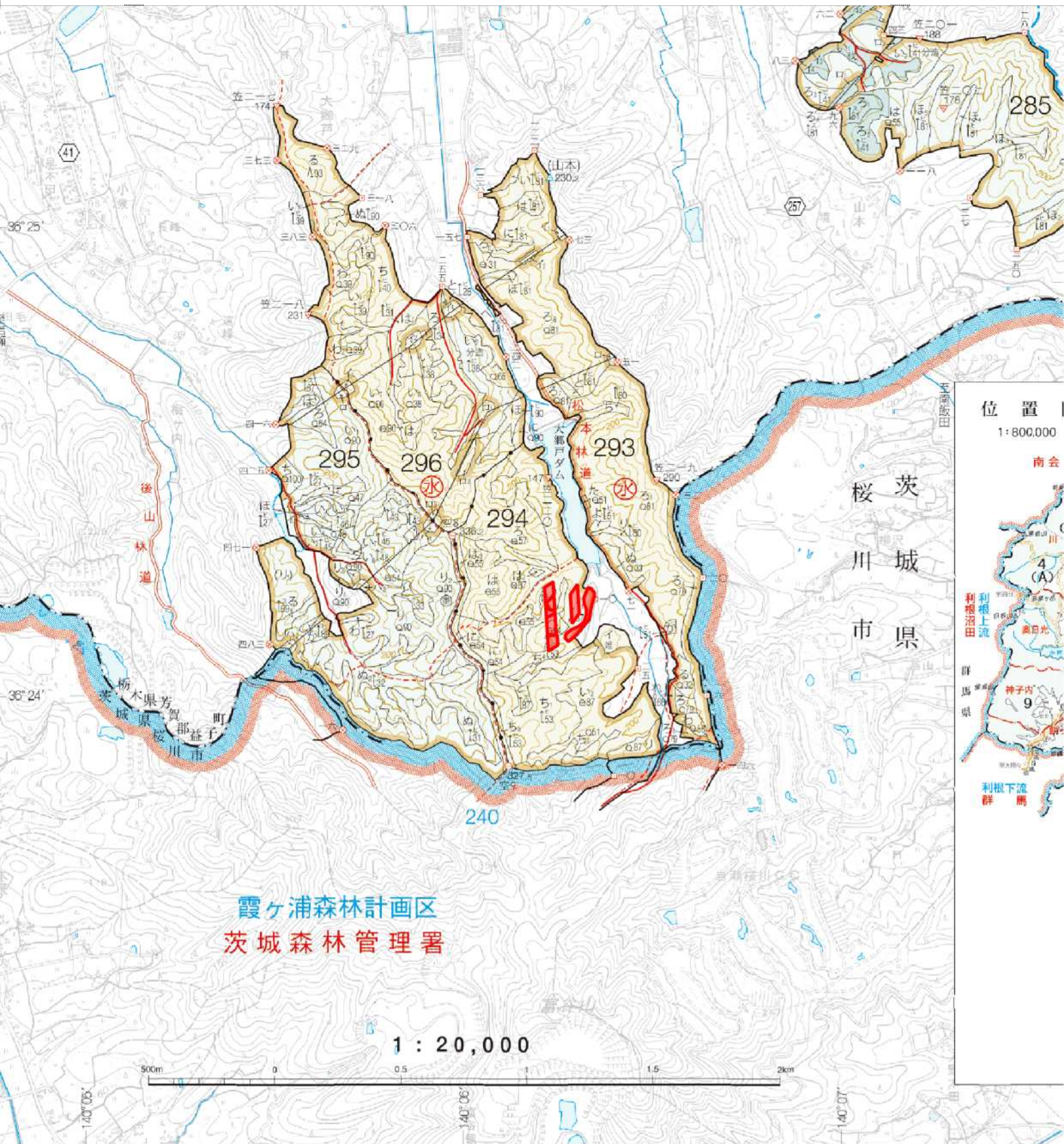
売払番号	集合(案内)日時	集合場所	案内者
1	令和7年8月6日(水) 午前11時00分	栃木県芳賀郡益子町山本3-42 大郷戸ダム 山郷乃めぐみ 駐車場	益子森林事務所 TEL:0288-72-3109

現地案内日程表

売払番号	集合(案内)日時	集合場所	案内者
1	令和7年8月6日(水) 午前11時00分	栃木県芳賀郡益子町山本3-42 大郷戸ダム 山郷乃めぐみ 駐車場	益子森林事務所 TEL:0288-72-3109

壳払物件所在地位置図

売却 番号	物件所在地	収穫 面積 単位:ha	材積 単位:㎥	伐採種
1	芳賀郡益子町大字大郷戸字大郷戸国有林294㍿1、㍿、㍿林小班	1.76	470.74	皆伐



立木公売物件明細書

売 払 番 号 : 第1号

1 物 件 所 在 地 : 芳賀郡益子町大字大郷戸字大郷戸国有林294い1,ほ,へ林小班

2 面 積 : 1.76ha 3 伐 採 種 : 皆伐

4 搬 出 期 限 : 令和7年11月28日

用材区分	樹 種	本 数	材 積	備 考
一般材 N	スギ	13本	11.40m ³	
	ヒノキ	9本	2.98m ³	
	アカマツ	2本	1.04m ³	
	一般材N計	24本	15.42m ³	
一般材 L	サクラ	2本	2.97m ³	
	他L	1本	0.99m ³	
	一般L計	3本	3.96m ³	
低質材 N	スギ	24本	6.75m ³	
	ヒノキ	11本	4.94m ³	
	アカマツ	21本	13.81m ³	
	低質材N計	56本	25.50m ³	
低質材 L	他L	631本	425.86m ³	
	低質材L計	631本	425.86m ³	
合 計		714本	470.74m ³	径級については、樹種別直径明細書のとおり
特記事項等	水源涵養保安林(伐採については協議済み、形質変更は未協議) 【ナラ枯れ被害木】 ・上記については調査を行った時点のものであり、ナラ枯れの進行により枯死に至る立木が含まれる場合があります。 ・枝条を含め伐倒木については、可能な限り搬出してください。 ・伐倒木については、令和8年3月31日までに厚さ10mm以下に破砕処理、焼却処理または炭化処理を行ってください。 ・上記処分を行った場合は、速やかに別紙「ナラ枯れ被害木処理証明書」を提出してくださるようお願いいたします。			

メモ				
入札枚数	順位	入札者氏名	金額	備考・落否
	3番札			
	2番札			
	1番札			

樹種別直径明細書

(毎木調査)

1 / 1

売払番号	林 小 班		林 齢	面 積	伐採種	1 /			
1	294い1 (1伐区)		90	0.52ha	皆伐				
樹 種	スギ				樹 種	アカマツ			
用材区分	径 級	樹 高	本 数	材 積 (m³)	用材区分	径 級	樹 高	本 数	材 積 (m³)
低質材	16～	14～	1	0.15	低質材	28～	16～	9	7.83
						48	23		
樹 種 計			1	0.15	樹 種 計			9	7.83
樹 種	その他広葉樹				樹 種				
用材区分	径 級	樹 高	本 数	材 積 (m³)	用材区分	径 級	樹 高	本 数	材 積 (m³)
低質材	12～	6～	212	150.01	低質材				
	76	26							
樹 種 計			212	150.01	樹 種 計				
				294い1 (1伐区) (毎木) 計	用材区分	樹 種		本 数	材 積 (m³)
					低質材	N		10	7.98
						L		212	150.01
					合計	N		10	7.98
						L		212	150.01
					計		222	157.99	

樹種別直径明細書

(毎木調査)

1 / 1

売払番号	林 小 班		林 齢	面 積	伐 採 種	1 /			
1	294い1 (2伐区)		90	0.35ha	皆伐				
樹 種	サクラ				樹 種	その他広葉樹			
用材区分	径 級	樹 高	本 数	材 積 (m³)	用材区分	径 級	樹 高	本 数	材 積 (m³)
一般材	48	23	1	1.76	一般材				
	小 計		1	1.76		小 計			
低質材					低質材	12～58	9～28	121	122.02
樹 種 計			1	1.76	樹 種 計			121	122.02
					用材区分	樹 種		本 数	材 積 (m³)
				294い1 (2伐区) (毎木) 計	一般材	L		1	1.76
				低質材	L		121	122.02	
				合計	計		122	123.78	

樹種別直径明細書

(毎木調査)

1 / 1

売払番号	林 小 班		林 齢	面 積	伐 採 種	1 /			
1	294い1 (3伐区)		90	0.32ha	皆伐				
樹 種	スギ				樹 種	ヒノキ			
用材区分	径 級	樹 高	本 数	材 積 (m³)	用材区分	径 級	樹 高	本 数	材 積 (m³)
一般材	16	14	1	0.15	一般材	16	17	1	0.18
	22	17	1	0.32		18	11	2	0.28
	28	17	1	0.49		20	19	1	0.30
	30	19	1	0.63		26	13	1	0.32
	32	19	1	0.70		26	15	1	0.38
	32	21	1	0.78		32	17	1	0.62
	34	21	1	0.87					
	36	20	1	0.91					
	38	19	1	0.95					
	40	23	1	1.27					
	42	21	1	1.27					
	44	22	1	1.45					
	48	21	1	1.61					
		小	計	13		11.40		小	計
低質材	10～ 32	8～ 17	23	6.60	低質材	16～ 48	9～ 20	9	4.15
樹 種 計			36	18.00	樹 種 計			16	6.23
樹 種	その他広葉樹				樹 種				
用材区分	径 級	樹 高	本 数	材 積 (m³)	用材区分	径 級	樹 高	本 数	材 積 (m³)
一般材	40	18	1	0.99	一般材				
	小	計	1	0.99		小	計		
低質材	18～ 64	10～ 26	74	66.67	低質材				
樹 種 計			75	67.66	樹 種 計				
294い1 (3伐区) (毎木) 計					用材区分	樹 種	本 数	材 積 (m³)	
				一般材	N	20	13.48		
					L	1	0.99		
				低質材	N	32	10.75		
					L	74	66.67		
				合計	N	52	24.23		
L	75	67.66							
					計	127	91.89		

樹種別直径明細書

(毎木調査)

1 / 1

売払番号	林 小 班		林 齢	面 積	伐採種	1 /			
1	294ほ		58	0.30ha	皆伐				
樹 種	ヒノキ				樹 種	アカマツ			
用材区分	径 級	樹 高	本 数	材 積 (m³)	用材区分	径 級	樹 高	本 数	材 積 (m³)
一般材	22	19	1	0.37	一般材	28	17	1	0.49
	28	18	1	0.53		30	17	1	0.55
	小 計		2	0.90		小 計		2	1.04
低質材	20～ 30	10～ 19	2	0.79	低質材	24～ 42	13～ 18	12	5.98
樹 種 計			4	1.69	樹 種 計			14	7.02
樹 種	サクラ				樹 種	その他広葉樹			
用材区分	径 級	樹 高	本 数	材 積 (m³)	用材区分	径 級	樹 高	本 数	材 積 (m³)
一般材	42	20	1	1.21	一般材				
	小 計		1	1.21		小 計			
低質材					低質材	16～ 58	8～ 22	114	46.02
樹 種 計			1	1.21	樹 種 計			114	46.02
				294ほ (毎木) 計	用材区分	樹 種		本 数	材 積 (m³)
					一般材	N		4	1.94
						L		1	1.21
					低質材	N		14	6.77
						L		114	46.02
					合計	N		18	8.71
L		115	47.23						
					計		133	55.94	

樹種別直径明細書

(毎木調査)

1 / 1

売払番号	林 小 班		林 齢	面 積	伐採種	1 /			
1	294へ		57	0.27ha	皆伐				
樹 種	その他広葉樹				樹 種				
用材区分	径 級	樹 高	本 数	材 積 (m³)	用材区分	径 級	樹 高	本 数	材 積 (m³)
低質材	14～ 52	10～ 23	110	41.14	低質材				
樹 種 計			110	41.14	樹 種 計				
					用材区分	樹 種	本 数	材 積 (m³)	
				294へ (毎木) 計	低質材	L	110	41.14	
					合計	計	110	41.14	

売払物件位置図

令和7年度 第1回 売払番号1

面積:1.76ha

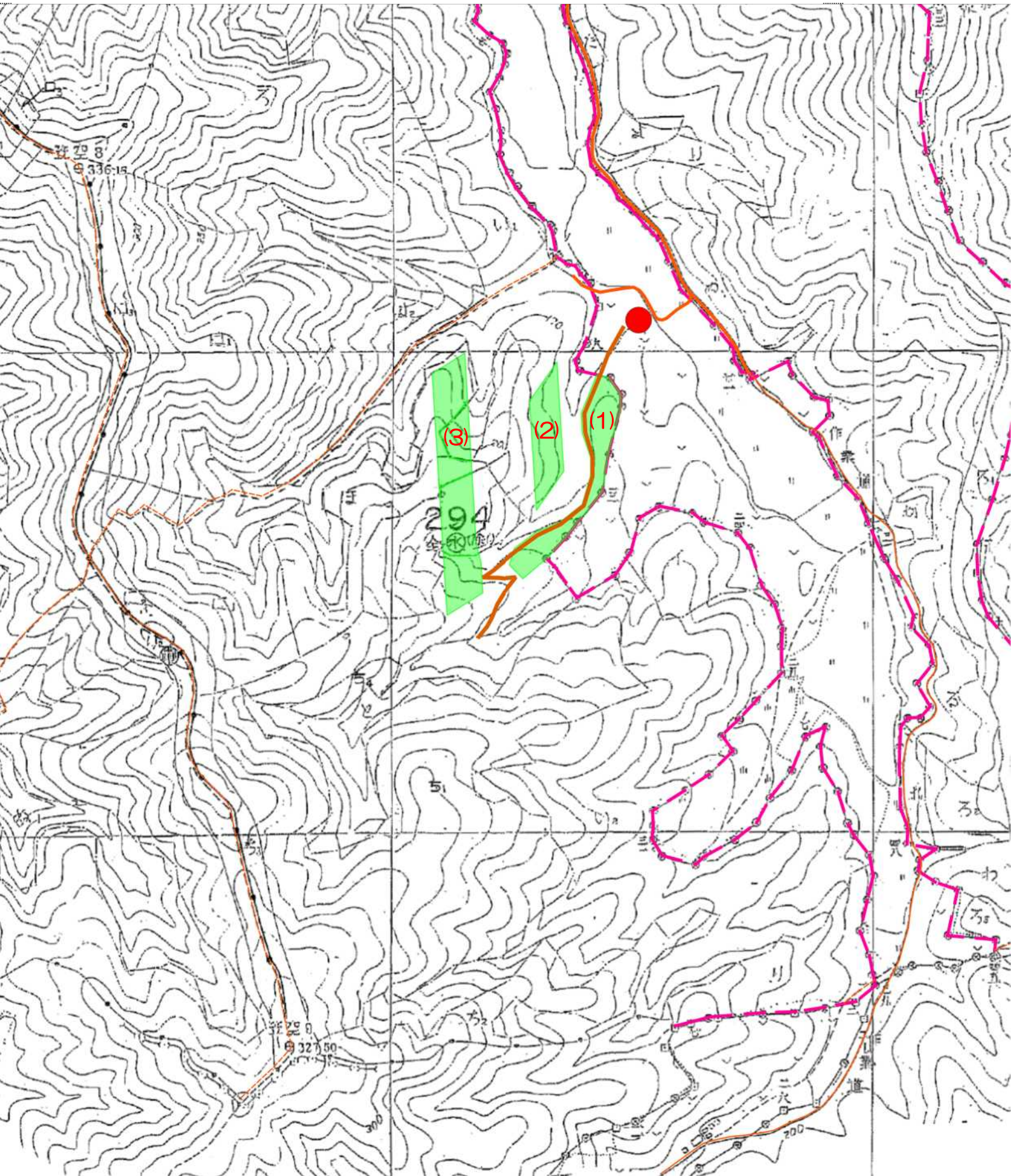
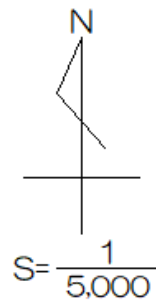
材積:470.74m³

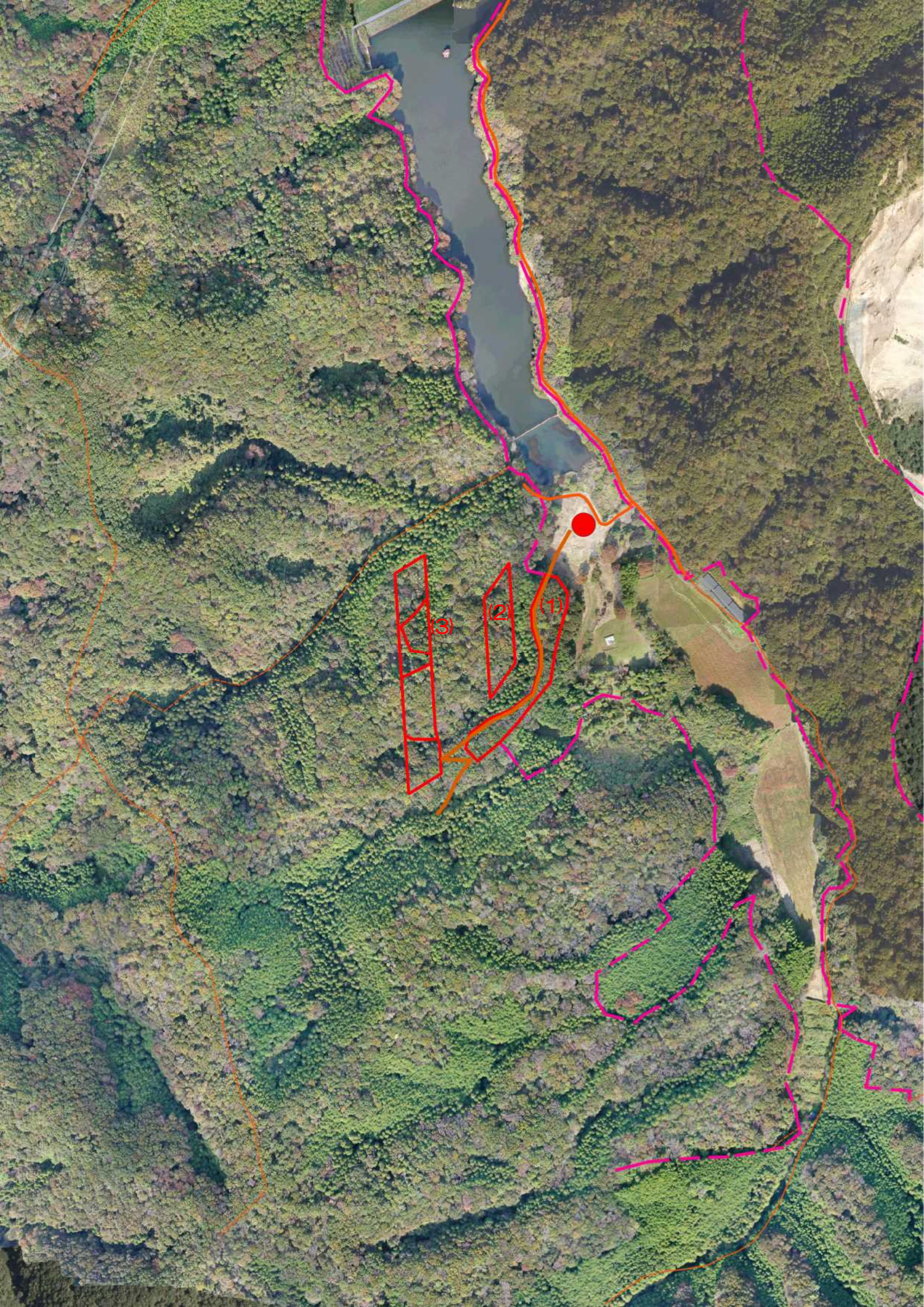
伐採種:皆伐

林齢:57,58,90

代表樹種:コナラ・スギ外

売払場所:芳賀郡益子町大字大郷戸字大郷戸国有林294い1, ほ、へ





(記載例) ナラ枯れ被害木処理証明書

 (買受人名) 殿

- 1 処 理 日 令和〇年〇月〇日
- 2 品 名 コナラ他
- 3 処 理 数 量 〇〇〇 (m³) または 〇〇〇 (t)
- 4 処 理 方 法 破砕(厚さ 10mm 以下)・焼却・炭化
*該当する処理方法に〇をつけてください

上記のとおり処理したことを証明します。

発 行 日

処理業者 (処理した業者名を記載する)

ナラ枯れ被害木処理証明書

_____ 殿

- 1 処 理 日 令和 年 月 日
- 2 品 名 コナラ他
- 3 処 理 数 量 (m³) または (t)
- 4 処 理 方 法 破碎(厚さ 10mm 以下)・焼却・炭化

上記のとおり処理したことを証明します。

発 行 日

処理業者

[illegible]



国民の森林・国有林